

参考資料

1. 市民意識調査

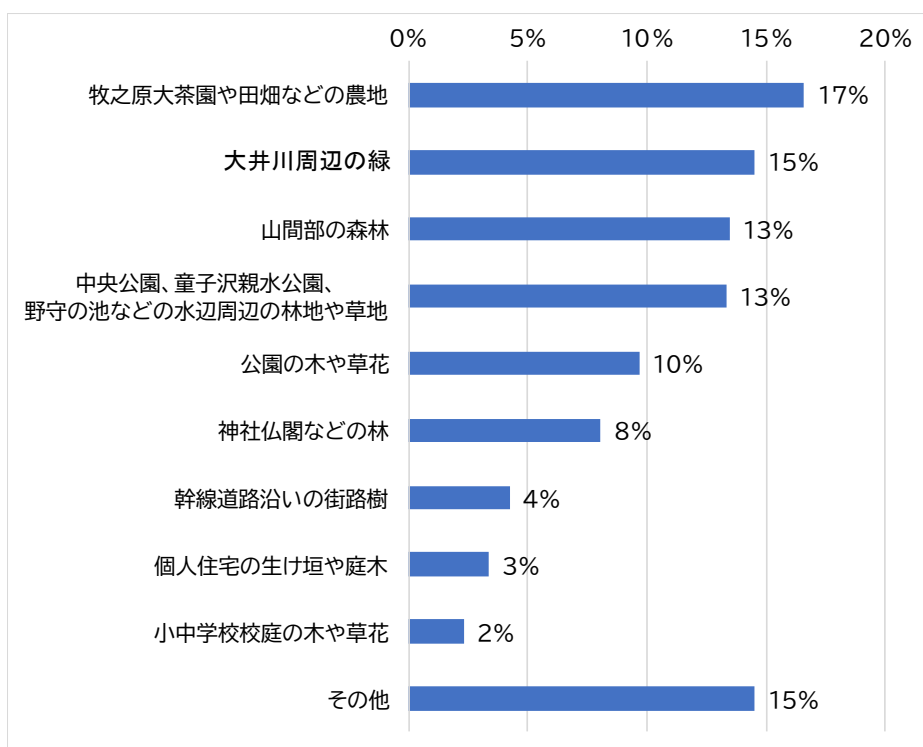
緑に関する市民の意向を把握するため、市民意識調査を実施しました。
調査の結果は、以下のとおりです。

【調査概要】

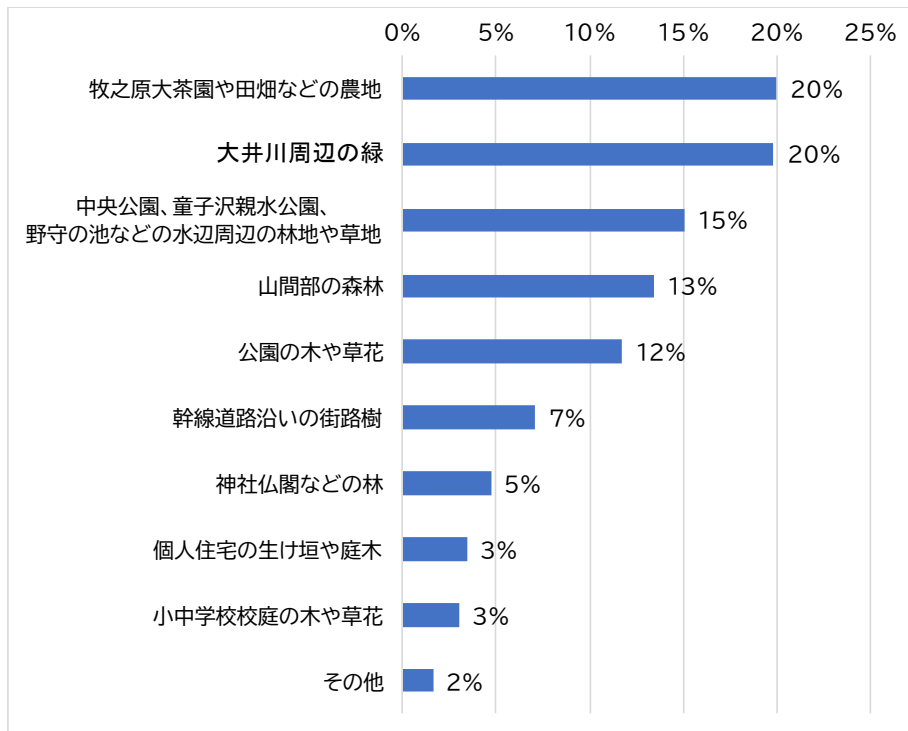
項目	詳細
調査時期	令和4年8月19日～9月11日（25日間）
回答者数	1421人
方法	・携帯電話、スマートフォンによるコミュニケーションアプリのLINEを使って不特定多数の方に回答してもらう方法で実施。

（1）市内の緑の現状について

市内の良い自然環境で思い浮かぶ緑としては、「牧之原大茶園や田畑等の農地」が17%で最も多く、「大井川周辺の緑」が15%、「山間部の森林」と「中央公園、童子沢親水公園、野守の池等の水辺周辺の林地や草地」が各13%となっています。

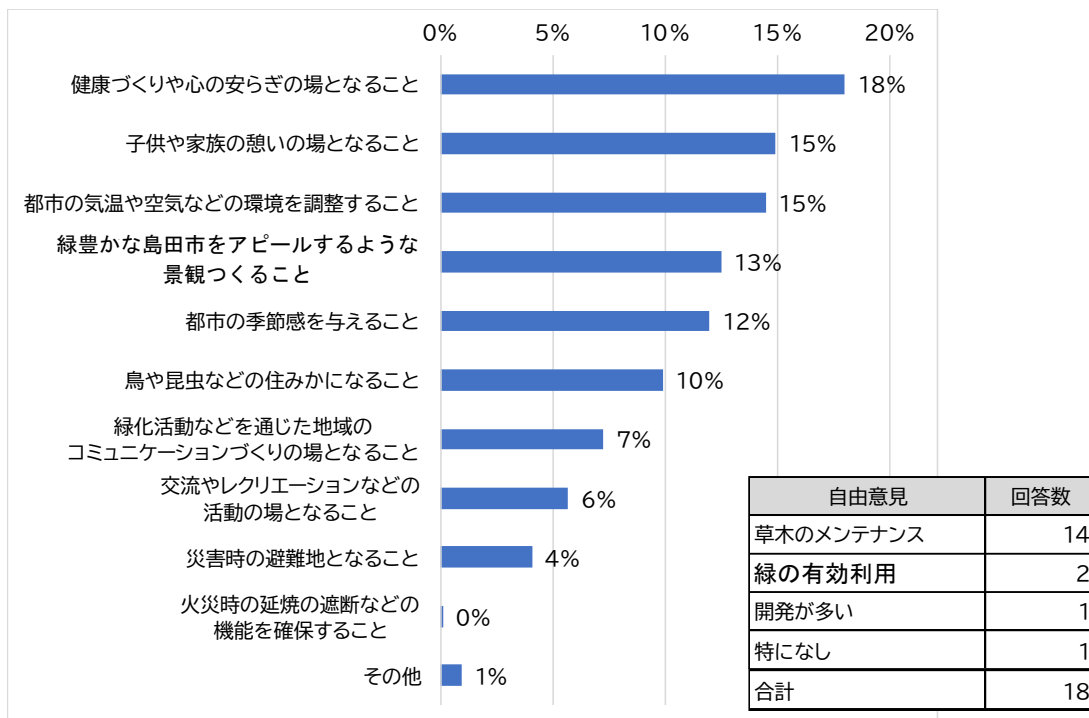


また、市内が緑豊かであるために、伝え残していくべき緑については、「牧之原大茶園や田畑等の農地」と「大井川周辺の緑」が20%で最も多く、「中央公園、童子沢親水公園、野守の池等の水辺周辺の林地や草地」が15%、「山間部の森林」が13%となっています。



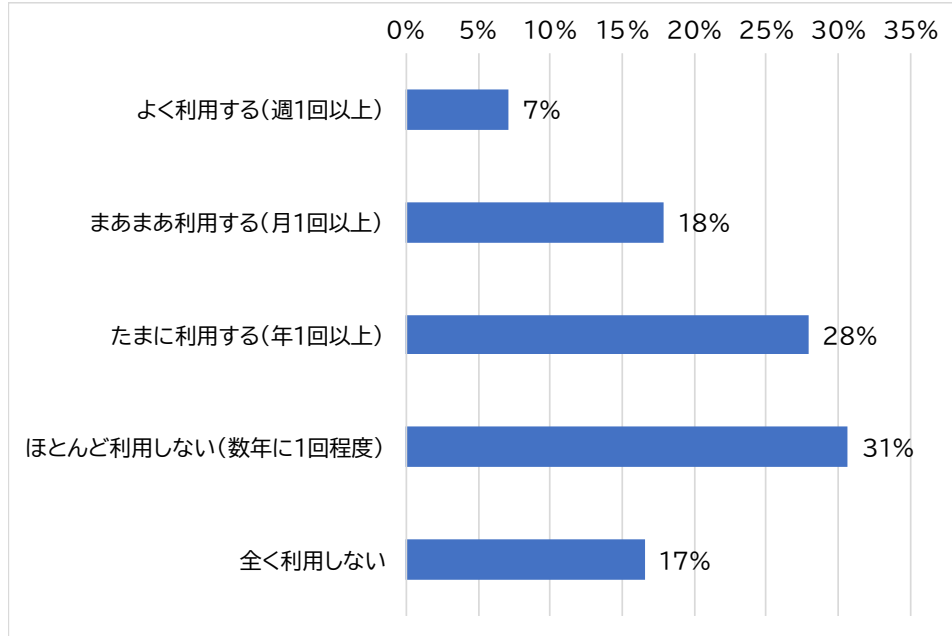
(2) 市内の緑の将来について

市内の緑の将来については、「健康づくりや心の安らぎの場となること」が18%で最も多く、「子どもや家族の憩いの場となること」と「都市の気温や空気等の環境を調整すること」が各15%、「緑豊かな島田市をアピールするような景観をつくること」が13%、「都市の季節感を与えること」が12%となっています。一方で、その他の自由記入では、「草木のメンテナンス」が14回答で多く、緑の維持管理への意識も高いことが分かります。

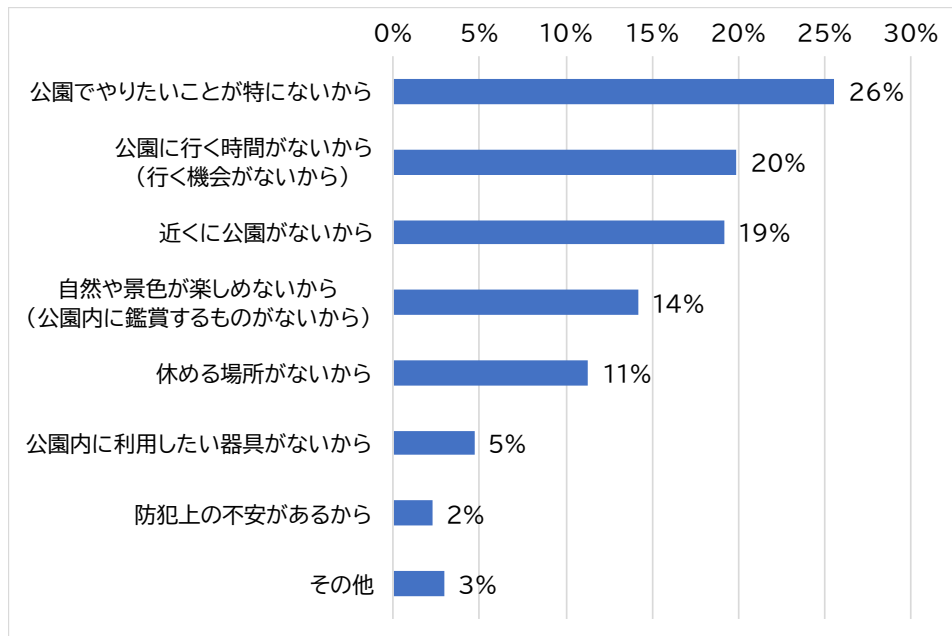


(3) 公園について

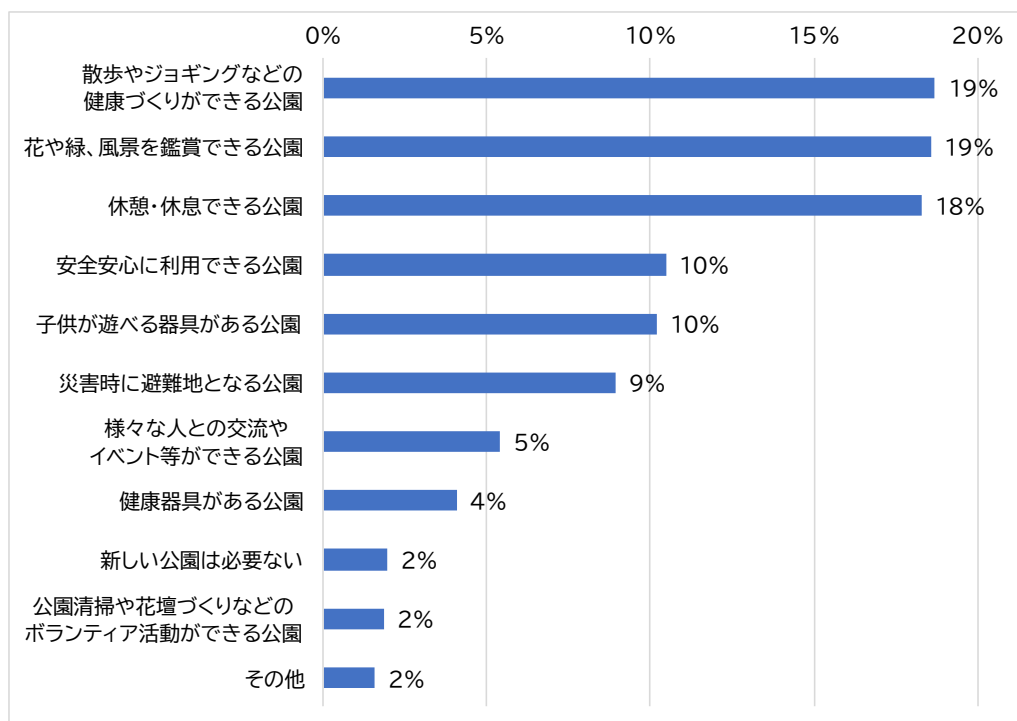
公園の利用状況では、「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」が31%で最も多く、「たまに利用する（年1回以上）」が28%、「まあまあ利用する（月1回程度）」が18%となっています。「全く利用しない」も17%の回答がありました。



「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」、「全く利用しない」の回答者に利用しない理由を確認すると、「公園でやりたいことが特にないから」が26%で最も多く、「公園に行く時間がないから（行く機会がないから）」が20%、「近くに公園がないから」が19%、「自然や景色が楽しめないから（公園内に鑑賞するものがないから）」が14%となっています。

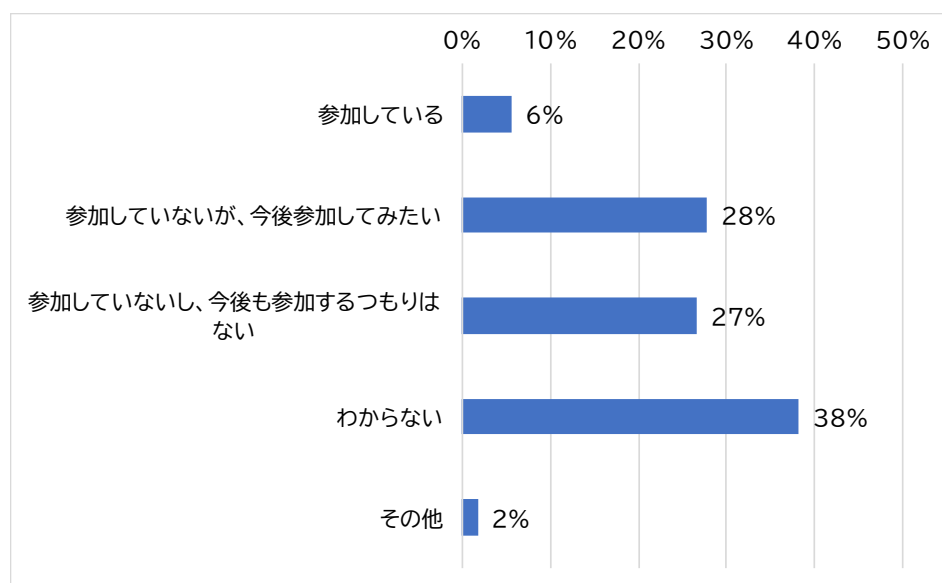


居住地周辺にどのような公園があるとよいかを確認すると、「散歩やジョギング等の健康づくりができる公園」と「花や緑、風景を鑑賞できる公園」が各19%で最も多く、「休憩・休息できる公園」が18%、「安全安心に利用できる公園」と「子どもが遊べる器具がある公園」が10%となっています。

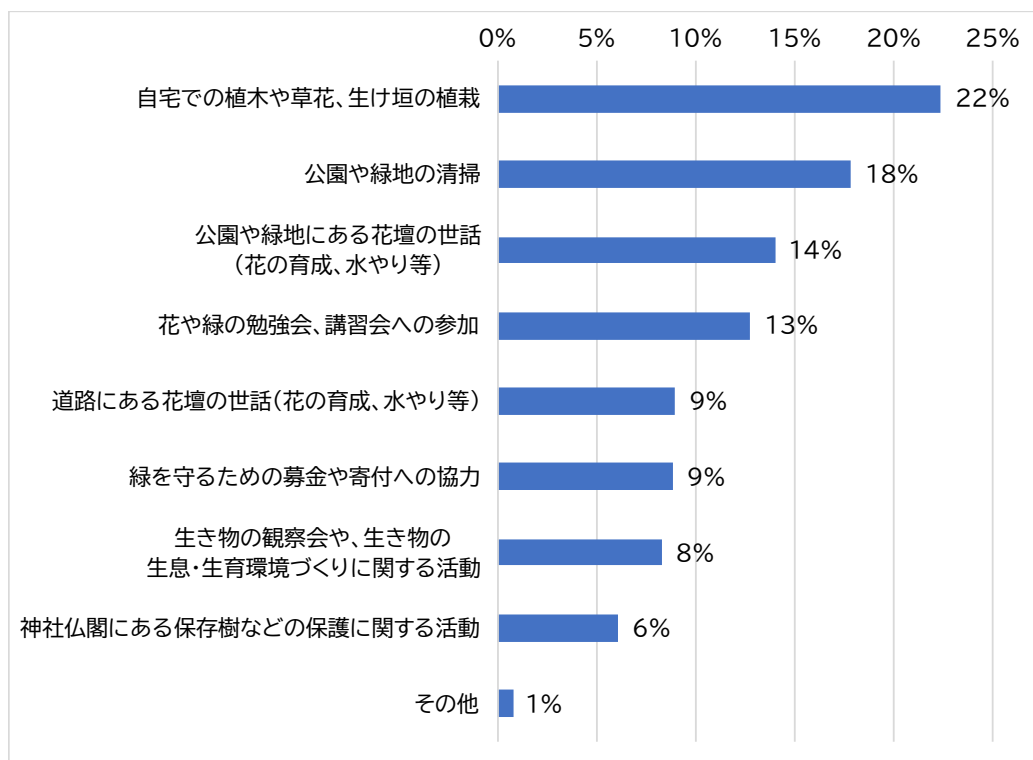


(4) 維持管理について

市内の緑に関係する活動への参加状況を見ると、「わからない」が38%で最も多く、「参加していないが、今後参加してみたい」が28%、「参加していないし、今後も参加するつもりはない」が27%となっています。「参加している」は6%で最も少ない回答となりました。



「参加していないが、今後参加してみたい」の回答者に今後の参加の条件を確認すると、「自宅での植木や草花、生け垣の植栽」が22%で最も多く、「公園や緑地の清掃」が18%、「公園や緑地にある花壇の世話（花の育成、水やり等）」が14%、「花や緑の勉強会、講習会への参加」が13%となっています。



■中央公園

出典：島田市

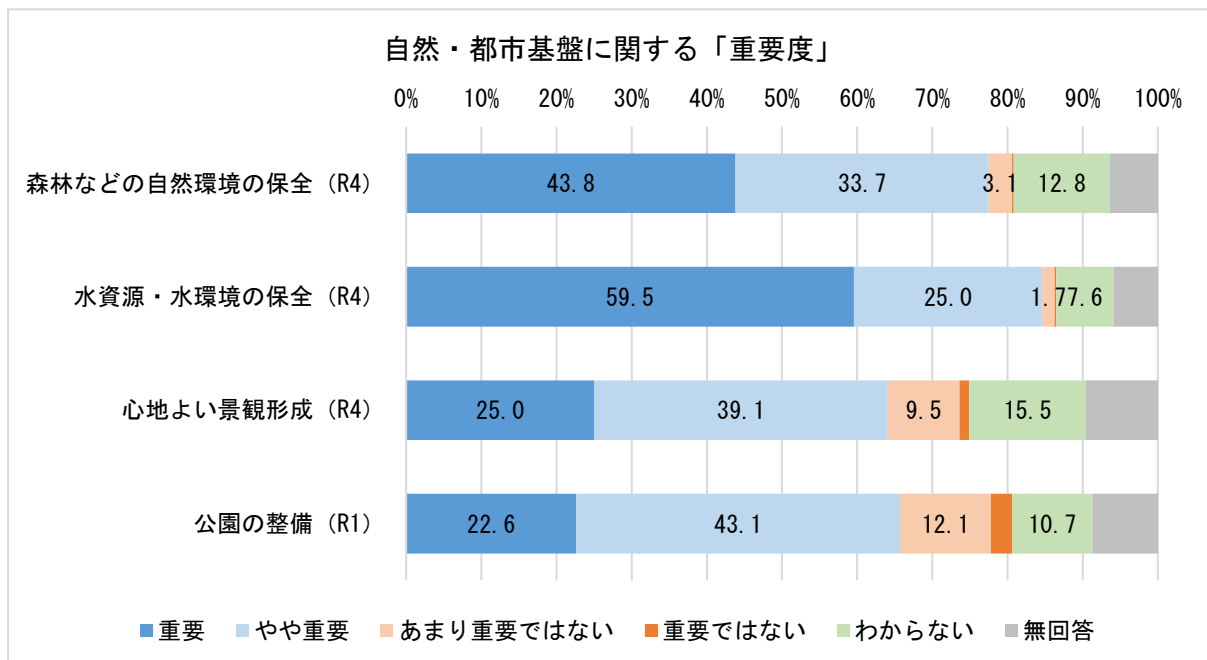
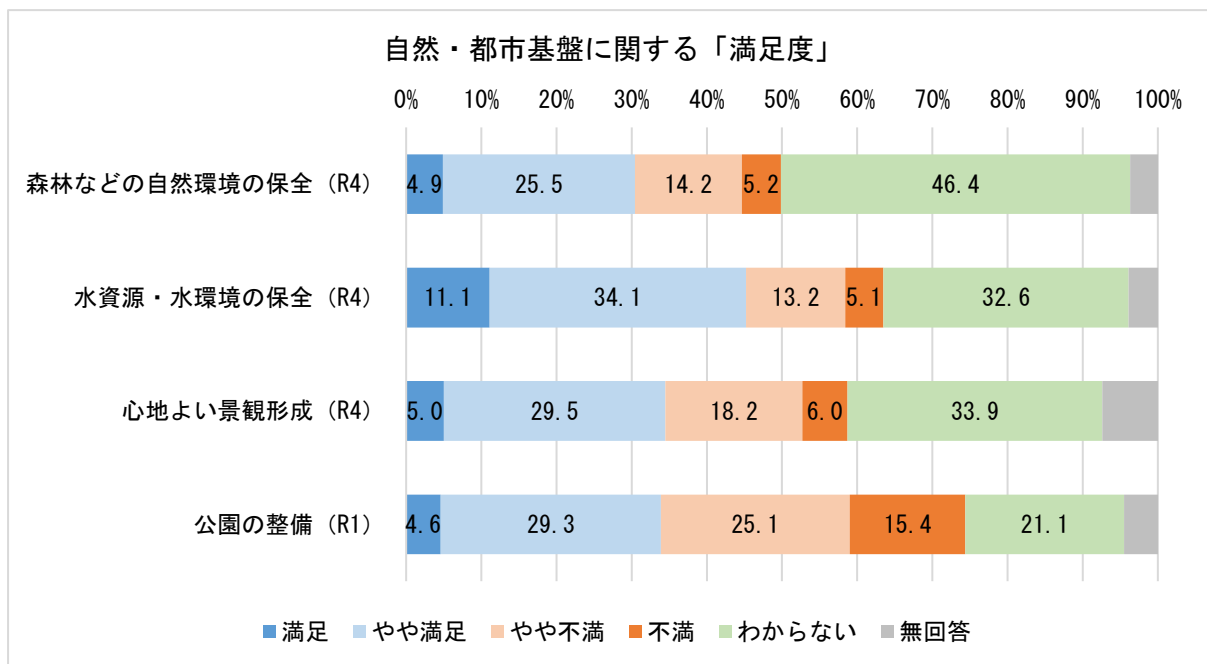


■ばらの丘公園

出典：島田市観光協会ホームページ

2. 満足度・重要度

『島田市総合計画市民意識調査報告書』によると、自然・都市基盤に関する満足度・重要度は、「水資源・水循環の保全」が高く、満足（満足＋やや満足）が45.2%、重要（重要＋やや重要）が84.5%を占めています。



出典：島田市総合計画市民意識調査報告書（R1、R4）

3. 上位・関連計画

本計画は、本市が定める「第2次島田市総合計画」「国土利用計画島田市計画」「島田市都市計画マスタープラン」等、上位計画に即すほか、「第3次島田市環境基本計画」「島田市国土強靱化計画」等、関連計画に適合した、本市の緑地の保全、緑化に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、まちづくりに関わる以下の計画の概要を整理しました。

この他、本市では様々な個別計画を策定しており、詳しくは第2次島田市総合計画後期基本計画巻末資料に掲載しています。

■上位計画

計画名（策定・改定年度）	概要
島田市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）	<p>○目標年次：将来の都市構造 2035年（令和17年） 都市施設の整備等 2025年（令和7年）</p> <p>○都市公園の整備目標：都市計画区域内人口1人当たり 11.2㎡/人</p> <p>○基本理念：・広域交流の舞台、地域の魅力・活力を生み出す都市づくり ・災害の最小化と迅速な復興により、安全で安心して快適に暮らせる都市づくり ・暮らしやすいコンパクトな都市づくり ・環境と調和した都市づくり ・地域コミュニティの連携と協働により未来を彩る都市づくり</p>
静岡県緑化推進計画（平成30年3月）	<p>○計画期間：2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）まで</p> <p>○基本理念：花と緑が織り成す美しい庭園県・しずおか</p>
第4次静岡県環境基本計画（令和4年3月）	<p>○計画期間：2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）まで</p> <p>○将来像：地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」に「ふさわしい”ふじのくに”の実現</p>
第2次島田市総合計画後期基本計画（令和4年3月）	<p>○計画期間：2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）まで</p> <p>○目標：笑顔あふれる 安心のまち 島田</p>
国土利用計画島田市計画（平成30年3月）	<p>○目標年次：第2次島田市総合計画と整合し、2025年（令和7年）とする。</p> <p>○土地利用の基本理念：豊かな緑や水辺環境を良好に維持し続け、大井川の川越しをはじめとする由緒ある歴史と地域が持つ固有の文化がもたらす個性と魅力を活かしながら、公共の福祉に配慮しつつ、奥ゆかしさとにぎわいの調和がとれた土地利用を図る。</p>
島田市都市計画マスタープラン（令和2年3月）	<p>○目標年次：2040年（令和22年）</p> <p>○都市の将来像：大井川が「つなく コンパクトなまち」S ～連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり～</p>

■関連計画

計画名（策定・改定年度）	概要
第3次島田市環境基本計画 （令和5年3月）	<p>○計画期間：2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）まで</p> <p>○目指すべき将来像：大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ ～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～</p>
島田市国土強靱化地域計画 （令和5年3月）	<p>○計画期間：2018年度（平成30年度）から2025年度（令和7年度）まで</p> <p>○基本理念：島田市は、防災・減災と地域発展を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、「笑顔あふれる安心のまち 島田」の実現に向けて、強くしなやかな地域づくりを進める。この際、県中部圏域等の防災・減災及び復旧・復興の主たる拠点としての役割を考慮する。</p>
島田市立地適正化計画（令和4年4月）	<p>○計画期間：2022年（令和4年）から2040年（令和22年）まで</p> <p>○都市の将来像：大井川がつなぐ コンパクトなまち'S ～連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり～</p>
島田市景観計画（令和5年4月）	<p>○目標とする景観像：伝統と創造を 大井川の豊かな水と緑が育む 笑顔があふれるまち</p>
島田市地域防災計画（令和5年3月）	<p>○総則：災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。</p>
島田市公共施設等総合管理計画 （令和4年10月）	<p>○計画期間：平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）まで</p> <p>○長寿命化の実施方針：インフラのうち橋りょう及び公園施設については、既に長寿命化に関する計画を策定し、事業を実施している。これらについては、策定済みの各計画に示された方針に沿って、引き続き長寿命化の取組を進める。</p>
第2次島田市茶業振興基本計画 （令和4年3月）	<p>○計画期間：平成30年度（2018年度）から令和7年度（2025年度）</p> <p>○めざすビジョン：本計画によって、茶業界を取り巻く環境が激しく変化している状況において、島田市が活力ある日本一の茶産地として、持続的に維持、発展し、生産者が安定的に茶の生産を行うことができるよう、「稼ぐ茶業」を目指す。</p>
島田市森林整備計画（令和5年3月）	<p>○計画期間：令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）</p> <p>○地域の目指すべき森林の姿</p> <p>旧島田地域（大井川以北）：「悠久の森」を利用した自然環境を活かし、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間を作りながら、公益機能を維持増進させ、可能な地区においては作業路網の整備を推進し木材資源の活用を図る森林を目指す。</p> <p>旧島田地域（初倉地域）：公益的機能や生活環境を維持させつつ、適正な森林施業を行える森林を目指す。</p> <p>旧川根地域：水源涵養機能を維持増進する適正な森林施業の推進を目指す。また、林業に必要な木材等の生産機能を発揮させるため、路網整備にも力を入れていく。</p>

4. 用語集

★本計画において、「緑」は緑地、緑化を含む緑に関連する事項を包括的に示したもの。「緑地」は都市緑地法第3条に示す良好な自然的環境を形成しているものを指します。

【あ行】

一級河川	国土保全上または国民経済上、特に重要な水系で国土交通大臣が省令により、水系ごとに名称・区間を指定した河川のこと。
運動公園	都市基幹公園の種類の一つ。運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
屋上緑化	建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植える緑化手法。
オープンスペース	屋外の開放的な空間のこと。本計画では、公園、緑地、広場等の施設が分類される。

【か行】

カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。
街区公園	身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的にした、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。
河川区域	一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間（堤防と堤防に挟まれた間）の河川としての役割をもつ土地のこと。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される。
環境学習	環境問題に対し学習者が主体的に考え、環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習。
緩衝緑地	都市公園法に基づく公園種別の一つ。工場やコンビナート地帯と周辺の住宅地、商業地を遮断し、公害防止、緩和もしくは災害の防止を図ることを目的とする緑地。
管理協定制度	地権者と市や市民団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。
近隣公園	住区基幹公園の種類の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で面積2haを標準として配置する。

グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。
区域区分	都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分(線引き)すること。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画重点地区内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。
工場立地法	工場立地が周囲の環境保全を図りながら適正に行われるように定められた法律。
公共施設緑地	施設緑地のうち、都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。
国家戦略特区	活用できる地域を厳格に限定し、国の成長戦略に資する岩盤規制改革に突破口を開くことを目指した制度のこと。

【さ行】

市民農園	農地を持たない市民が、レクリエーション活動等の多様な目的で小面積の農地を利用して作物等を栽培するための農園。
市民緑地制度	都市緑地法に基づき、民有地の緑を保全し良好な都市環境を確保するための制度。土地所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を結び、地方公共団体等が施設の維持管理を行う。 また、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設として公開される。
住区基幹公園	都市公園のうち、主として近隣住民の日常的で身近な利用のために配置される公園。街区公園、近隣公園、地区公園のこと。
準用河川	一級河川にも二級河川にも指定されなかった河川で、市町村長が公共性を見地から重要と考え指定した河川のこと。
植生	ある場所に生育している植物の集団。植物群落。
親水護岸	護岸としての機能を有しつつ、人々が水辺で楽しめるよう配慮した護岸形状のこと。勾配を緩やかにする、階段状に改修する等の施工がされている。
ストック効果	整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のこと。
生産緑地地区	市町村が市街化区域内の農地で定める、次に該当する区域のこと。 a.良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの b.500㎡以上の面積(300㎡以上で市区町村が条例で定める規模) c.農林業の継続が可能な条件を備えているもの

総合公園	都市基幹公園の 1 つ。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のことで都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10~50ha を標準として配置する。
------	---

【た行】

地域森林計画対象民有林	都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（法第 5 条）」の対象となる民有林のこと。
地域地区	用途地域や特別用途地区、また高度地区、高度利用地区などといった、その地域・地区の種類に応じて必要な規制を定めることができる地区の総称のこと。
地区計画	地区の特性にふさわしい良好な市街地を整備・保全するため、建築物の建築等に関して必要な事項をきめ細かに定めて、街区内の建築行為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。
地区公園	住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置した公園のこと。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
長寿命化	公共施設や公園などが更新を含め、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取り組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげる。
都市公園	都市公園法の規定により国または地方公共団体が設置し、管理する公園又は緑地のこと。
都市基幹公園	都市公園のうち、近隣の住区ではなく都市全体の住民を対象に配置される比較的規模の大きな公園であり、総合公園や運動公園のこと。
都市計画公園	都市公園のうち、都市計画法の規定により、都市計画決定された公園又は緑地のこと。都市計画決定された場合、区域内における建築に制限がかかる。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図ることで、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とし、都市における緑地の保全、緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律のこと。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内において、市街地の無秩序な拡大の防止のための緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地等となる緑地を現状凍結的に保全する地区。
都市インフラ	経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。道路・公園・河川・上下水道などの都市基盤施設。

都市計画区域	市の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。区域が指定されると当該区域を対象として都市計画が策定される。
--------	---

【な行】

二級河川	一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定（区間を限定）した河川
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せること。
農業振興地域	農業振興地域とは、今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域のこと。その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。
農用地区域	農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

【は行】

ヒートアイランド現象	都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状に高くなる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被率が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出等が原因となる。
風致地区	都市の風致の維持に支障のない範囲で、一定の開発を許容しつつ緑地の保全等を図る制度で定めた地区のこと。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、神社苑、水辺、公開慰楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘地などが該当する。
保安林	水源かん養及び土砂流出の防備といった森林のもつ公益的機能の発揮のため、森林法に基づき指定され、立木竹の伐採、土地の形質の変更といった制限が課せられた森林。
保安林区域	保安林区域は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林区域のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
ポケットパーク	道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。主に商業地や住宅地の一角に配置される。

【ま行】

マスタープラン	全体の基本となる計画のこと。なお、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のこと。
緑のカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のこと。ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てる。
民間施設緑地	施設緑地のうち、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。

【や行】

優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がい者の有無に関わらず全ての人にとって使いやすいデザインのこと。またその考え方。
用途地域	都市計画法上の地域地区の1つであり、市街地における土地の合理的な利用を図るために定められる、以下の13種類の地域のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用地域・・・低層住宅のための地域。 ・ 第2種低層住居専用地域・・・主に低層住宅のための地域。 ・ 第1種中高層住居専用地域・・・中高層住宅のための地域。 ・ 第2種中高層住居専用地域・・・主に中高層住宅のための地域。 ・ 第1種住居地域・・・住宅の環境を保護するための地域。 ・ 第2種住居地域・・・主に住宅の環境を保護するための地域。 ・ 準住居地域・・・道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。 ・ 近隣商業地域・・・近隣の住民が日用品の買い物等をするための地域。 ・ 商業地域・・・銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。 ・ 準工業地域・・・主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。 ・ 工業地域・・・どのような工場でも建設できる地域。 ・ 工業専用地域・・・専ら工業のための地域。 ・ 田園住居地域・・・農業と調和した低層住宅の環境を保護するための地域。

【ら行】

ランドマーク	景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもの。
--------	--

流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生等の対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のこと。
緑化地域	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度のこと。これにより効果的に緑を創出することができる。
レインガーデン	都市型洪水の軽減、健全な雨水循環経路の再生、植物や土壌による雨水浄化、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息空間の再生、都市景観の修復等の緑地としての機能を凝縮させた空間のこと。
レジリエント	持続可能な成長、幸福度、包括的成長を確保するために、ショックを吸収し、新しい状況に適応し、自身を変革し、将来のショックやストレスに備える能力を持つこと。

【わ行】

ワークショップ	住民参加のまちづくり等で、一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体となって積極的に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。
---------	--

【アルファベット】

GX	脱炭素社会に関する取組を通じて経済社会システムを変革させ、持続可能な成長を目指すこと。都市行政における緑地の確保や質の向上を図るための民間資金の導入の可能性、また、市街地整備と一体となった面的エネルギー利用等の取組のことを総称して「まちづくりGX」という。
NbS	社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動。
OECM	保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

Park-PFI	民間資金等を活用した公園利用者の利便性の向上、公園管理者の財政負担の軽減を目的とした都市公園法に基づく制度。
PDCA サイクル	「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「点検・評価」(Check)、「改善」(Act)の頭文字をとったマネジメント手法のこと。仮説・検証のプロセスを反復することにより品質を向上させる。
PFI	民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの削減を目的とするPFI法に基づく制度。
Well-being	身体的・精神的・社会的に幸福な状態のこと。

【数字】

30by30	2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。
--------	---

島田市緑の基本計画

令和6年4月策定

発行	島田市 都市基盤部 建設課
電話	0547-36-7187
FAX	0547-37-8200
